

「まるごとまちごとハザードマップ」洪水標識板の設置について

近年、台風の直撃や集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、各地で豪雨災害が発生しています。

このような災害に対する予防、災害が発生した場合にその拡大を防ぐ応急対応に役立てるため、平素より洪水が発生した場合の浸水情報や避難場所を、ハザードマップにより提供しているところですが、これらの情報のさらなる周知を図るため、国土交通省や自治体では、これまで実施してきている印刷物の配布等に加えて、市街地での浸水情報や洪水時避難場所の表示を「まるごとまちごとハザードマップ」として進めています。

この度、国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所と阿南市及び地域住民の方々が協力して、那賀川流域において現在堤防整備が十分でない加茂地区において「まるごとまちごとハザードマップ」による実績洪水の浸水深表示を設置することになりましたのでお知らせします。

平成22年 3月19日(金)

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

電話(0884)22-6461

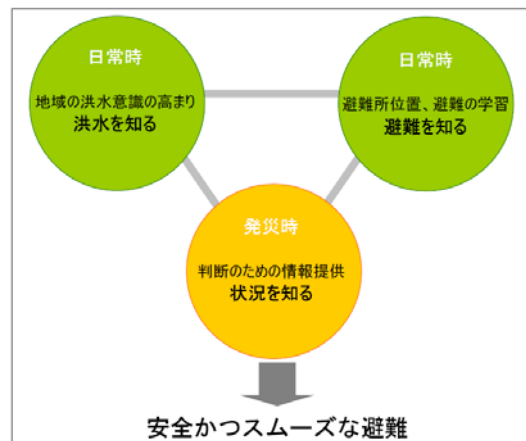
副所長 高井 孝明 内線(204)

調査・品質確保課長 山下 正浩 内線(351)

「まるごとまちごとハザードマップ」とは…

【「まるごとまちごとハザードマップ」の目的】

浸水深や避難所等洪水に関する情報を洪水関連標識として生活空間である「まちなか」に表示することにより、日常時には洪水への意識を高めるとともに浸水深・避難所等の知識の普及を図り、発災時には安全かつスムーズな避難行動に繋げ、洪水による被害を最小限にとどめることを目的としています。



【提供情報と図記号】

洪水関連標識の設置により、「洪水」（浸水深）、「避難所」および「堤防」の3種類の情報を表示します。それぞれの情報については、次のとおり全国で統一的使用する図記号を記載します。なお、これらの図記号は平成19年1月20日のJIS日本興業規格(案内用図記号)の改正により、新たに案内用図記号として定められました(平成19年1月22日経済産業省大臣公示(官報第4506号))

●洪水

〔図記号の意味〕

河川がはん濫した状態を示す。

〔図記号の目的〕

当該地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す。



●避難所（建物）

〔図記号の意味〕

災害発生時安全な避難所（建物）を示す。

〔図記号の目的〕

災害時の避難先となる安全な建物を示す。



●堤防

〔図記号の意味〕

居住している地域を守る堤防を示す。

〔図記号の目的〕

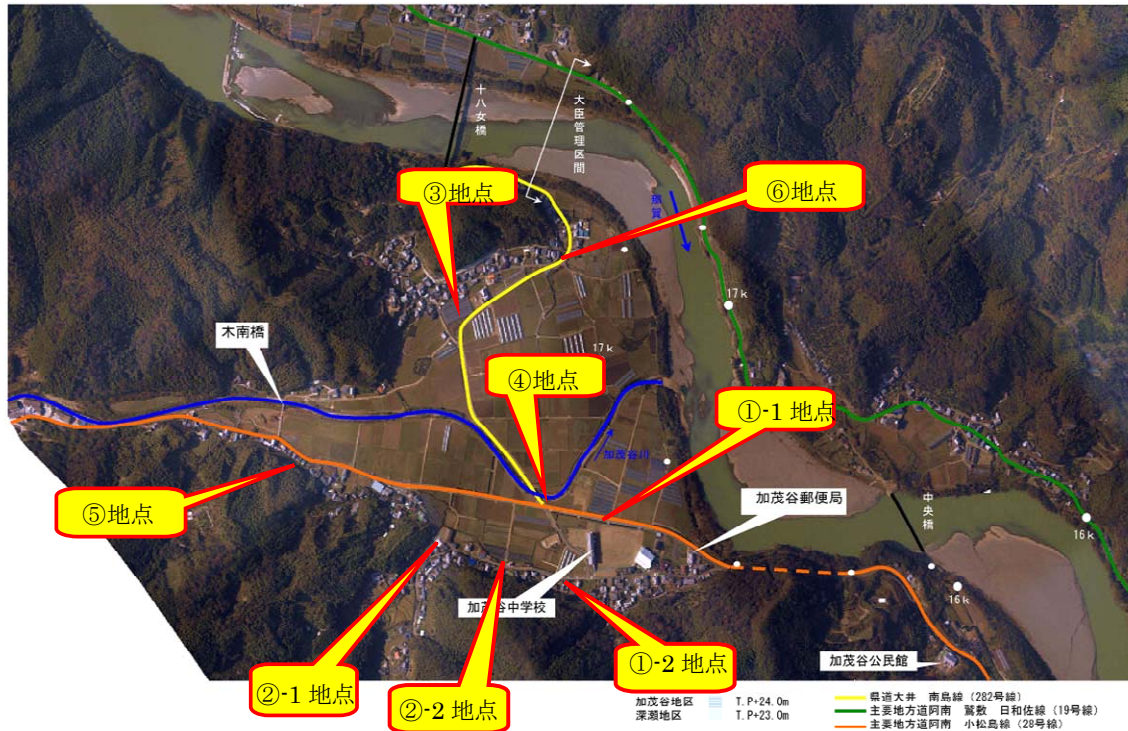
当該地域が堤防によって洪水から守られている（河川のはん濫時には浸水する可能性がある）地域であることを示す。



（図記号は JIS Z 8210）

洪水標識設置箇所

「まるごとまちごとハザードマップ」の洪水標識板は、下図に示すとおり全8箇所を設置しますが、当日(平成22年3月20日)は、その内3箇所について地域住民の方々と河川管理者等によって設置致します。



○設置作業日時

設置日 : 平成22年3月20日(土)
 所要時間 : 午後2時から1時間程度
 集合箇所 : 加茂谷中学校

○住民参画による洪水標識板の設置箇所

- ①-1地点 : 加茂谷中学校(主要地方道阿南小松島線(28号線)に面する校舎壁面)
- ①-2地点 : 加茂谷中学校正門に隣接する道路横の電柱
- ④地点 : 主要地方道阿南小松島線(28号線)と県道大井南島線(282号線)の交差点の電柱

○参加機関等 : 国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

阿南市 総務部 市民安全局
 加茂谷中学校
 加茂町自主防災会
 加茂谷公民館

標識設置イメージと内容

資料③

設置イメージ



①-1 地点



④地点



①-2 地点



⑥地点

設置標識の内容



加茂谷中学校の校舎壁面用



電柱設置用